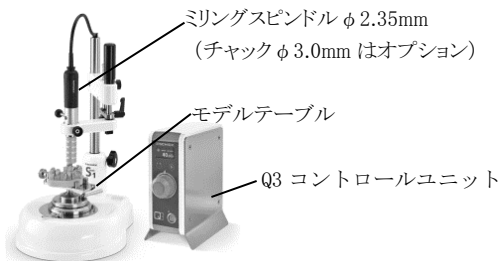


*機械器具 6 0 歯科用エンジン
一般医療機器 歯科技工用電気エンジン (38611000)
S 1 ベーシック

****【形状・構造及び原理等】**

1) 形状・構造



2) 原理

本体に備え付けた回転器具及び周辺装置を操作して、補綴物を切削する。

3) 性能等

回転数 : 200 - 40,000 rpm

【使用目的又は効果】

技工用カーバイド切削器具等の回転器具を接続するためのチャックを備えた 1 つのハンドピースからなる歯科技工用器具。

【使用方法等】

1) 取り付け・設置（組み立て・据え付け）

機器の取り付け・設置は付属の取扱説明書に従い、専門の担当者（当社又は当社指定の業者）が行ってください。

2) 使用方法

- ① チャックを開きミリングバーを取り付ける。
- ② 電源を入れる。
- ③ ミリングアーム、ミリングテーブル等を調整し、補綴物を固定する。
- ④ コントロールユニットを用いて回転数を調節しながら、取り付けたミリングバーにより補綴物の切削を行う。
- ⑤ 電源を切る。

機器の詳細な操作方法は、ご使用前に必ず付属の取扱説明書をお読みになり、その方法に従って操作してください。

【使用方法等に関連する使用上の注意】

- ① 使用しない場合は、ミリングバー、または専用ピンをチャックに装着しておくこと。
- ② ミリングバーに変形や劣化、異常が見られた場合は、使用しないこと。
- ③ ミリングバーをチャックに装着する場合は、シャンクがチャックの底にあたるまで確実に挿入すること。半チャックを避けること。
- ④ ミリングバーの交換は、必ずモーターのスイッチを切り、ミリングバー取り付け部が確実に停止していることを確認して行うこと。

【使用上の注意】

1) 重要な基本的注意

- ① ミリングバーを使用する場合は、そのメーカーの指示する最大回転数を超えて使用しないこと。ミリングバーが破折しやすくなり、術者を傷つける恐れがある。

② いかなる場合でも、コンプレッサーエアーを使用して清掃を行わないこと。

③ 研削屑や破損したミリングバーなどが目に入らないように、必ず防護メガネを着用すること。

④ 粉塵による人体への影響を避けるために、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク、防護シールド等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

取扱説明書に従い、適切に保管・管理すること。

[使用耐用年数（自主基準）]

指定された保守点検及び消耗品の交換を実施した場合、10 年。

【保守・点検に係る事項】

詳細については取扱説明書に従い、日常の保守・点検を励行すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：クルツァー ジャパン株式会社

住所：〒590-0982 大阪府堺市堺区海山町 4-1 7 4

電話番号：03-5803-2151（代表）

製造業者：シック社、ドイツ

Schick GmbH

取扱説明書を必ずご参照下さい